

令和2年度 第4回政策討論会 第三分科会 要点記録  
テーマ「公契約のあり方について」

○令和2年10月20日10:00～10:35

出席者：稲田（座長）、宇野（副座長・記）、井舎、桑原、岩崎、鳥居、岸田、今口

目的：本市の課題抽出

●各議員の討論

- ・市の施策は、条例に基づいて行われるので、当然、「公契約条例」は必要不可欠である。また、議会は市民の代表としての立場で、市の施策の適否を審議する場合、条例を参照する必要がある。過去にも国の地方創生交付金の使途および事業契約内容について疑義があり、問題提起した事例があるので「公契約条例」は必要である。
- ・現状は地方自治法、財務規則、事務分掌などにより複雑に運用されていることが判明した。公契約法そのものが無い中で条例の制定の必要性は無い。ただし、公契約の在り方については透明性の確保、経費削減などの面から検討する必要性はある。
- ・前回の契約検査課の説明では公契約条例について、メリット・デメリットを詳しく聞きたかったが「本市は扱っていないので説明できない」との事であった。今後の方向性として条例ではなく、公契約のあり方そのものを議論していただきたい。五風荘・庁舎・競輪場の事例もあるが、みんなが納得し、もっとわかりやすく、透明性のある内容・運営にならないかと考える。
- ・50年ほど前のことになるが、市の公契約を全て原部原課が行っていた頃、不祥事が発生。その後、工事管理課、用度課を設定して集中管理、その後、契約検査課に再編。原部原課も財務規則に基づいて多くの契約を行っている。今回のテーマでは公契約条例を作っていくかどうかを議論すべきかと考えていたが、必ずしも現時点では条例化のみが適正な公契約の判断基準を決めることにはならないと思った。本市で行われている公契約の例を学習していったらよいと提案した。
- ・公契約について、「公契約条例」と「公契約のあり方」は別々に考える必要がある。全国的に条例化されている公契約条例は、様々な市が行う公契約での基本的な取り決め（労働者の賃金や福利厚生など）を規定した条例である。一方、市が行う様々な「公契約のあり方」に対する議論は、契約を行う内容が、どうであるか、チェック機能はどのように行われているのか、契約の形態や方式のあり方そのものが妥当かなどをどのように検証するのかを議論することになる。市は地方自治法に基づいて、様々な公契約を正当に行っていることから、このことを議論することは慎重に進めなければならない。
- ・前回、契約検査課の説明で、契約の種類、契約締結方式について説明を受けたが、公契約条例を制定した具体的な事例があれば、メリット、デメリットが分かり、本市でも制定するかどうかの判断ができる。公契約条例の運用により、契約を結ぶ場合どのような判断をするのか調査したい。

- ・本市でもプロポーザル契約方式が増えてきており、それらが契約検査課を経由していないということは驚きであった。一定監査的な事務を行うべきではないか。

※次回の開催は、11月17日（火）10時から、過去の岸和田市の契約についての資料を例示し、それについて討論する。